

令和7年度 県歯科保健医療対策の計画

【福祉保健部】

<医療政策課>

1. 歯科衛生士確保対策事業（一財）【新規】

離島地域において不足する歯科衛生士を確保するため、令和8年度創設の奨学金返済支援制度の募集を開始（県内歯科衛生士専門学生及び離島地域の歯科医院等への普及啓発）

2. 災害時歯科保健医療提供体制整備事業（国庫）【新規】

(1) 事業の目的

災害時の避難生活の長期化に伴う生活環境の変化による口腔内環境の悪化は、栄養状態の悪化等、被災者の全身の健康に影響を与える可能性があることから、被災者に対する口腔の管理の重要性が認識されている。

このため、本事業では、災害時に、歯科医療又は口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両やポータブルユニット（携帯型歯科用ユニット）等の器具・器材を整備することにより、災害時における歯科保健医療の提供体制を確保することを目的とする。

(2) 事業実施者

長崎県歯科医師会

(3) 内容

歯科診療器材等整備（基準額：19,008千円）※国庫 10/10

災害時に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材や車両を整備する。

平時は、訪問歯科診療等で使用可能

<国保・健康増進課>

1. 第3次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

(1) 協議会

- ・歯科保健医療部会・歯科保健専門委員会（県）
- ・地域歯科保健推進協議会（保健所）

(2) 市町保健所担当者会議・研修会

(3) 歯科保健情報収集事業

- ・九州・各県政令市歯科保健主管課長会議等事務費
令和7年度は福岡県開催（11月中旬頃開催予定）
- ・歯科保健情報収集活動費

(4) 県立学校フッ化物洗口再配当費用分

2. 長崎県歯科保健ライフコース支援事業

(1) 口腔保健支援センター設置事業

①設置場所：福祉保健部 国保・健康増進課内に行政機能としてH26.8.1設置

名称『長崎県口腔保健支援センター』

②歯科専門職配置：国保・健康増進課健康づくり班に配置

同課 健康づくり班 課長補佐（歯科医師）

同

非常勤嘱託職員（歯科衛生士）※専任

③業務内容：ア. 歯・口腔保健に関する総合窓口

イ. 市町、庁内関係各課・保健所に対する専門的支援

ウ. 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の普及啓発

エ. 歯・口腔疾患予防の推進

オ. 障害者歯科医療の提供

カ. 調査・研究の推進

(2) 歯科保健技術支援事業

①成人期以降の栄養・口腔にかかる歯科保健指導強化事業（県歯会委託）

・ 歯科保健指導のカリキュラム作成、研修の実施

②検査機器を活用した歯科保健指導支援（直営）

・ 市町において咀嚼検査機器(グルコセンサー)をはじめとした検査機器を活用し簡易検査を実施することで、県民自身に口腔状態を見える化し、口腔機能の向上、かかりつけ医勧奨につながる。

③歯科衛生士資質向上事業（県衛会委託）

・ 市町が実施する歯科口腔保健事業に参加できる歯科衛生士資質向上のための研修を実施

④健口意識アップPR事業（県歯会委託）

・ 「歯と口の健康週間」等でのイベントで「健口アプリ」を活用した普及啓発

・ 乳幼児期からの口腔機能の発育過程や早期にかかりつけ歯科医を持つことの重要性を周知するためのパンフレットにより1歳6ヶ月・3歳児歯科健診時などで普及啓発

(3) かかりつけ歯科医普及推進研修事業（県歯会委託）

・ 「かかりつけ歯科医」の普及に向けた意識醸成及び人材育成を図るため、県内歯科医師を対象としたセミナーを開催

・ 医療系大学生を対象とした人材育成研修等を実施

(4) 長崎県歯科保健データ収集事業（直営）（一部県歯会委託）

・ 保育所・幼稚園の園児の歯科健診データを収集・分析

・ その他郡市歯科医師会を通じた歯科医療保健にかかるデータを収集

(5) 障害者支援施設歯科保健医療サポート事業（県歯会委託）【新規】

①障害者支援施設歯科健診事業

対 象※：障害者支援施設の入所者

概 要：

・ 対象の障害者支援施設へ歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）を派遣する。

・ 入所者の歯科健診の実施により歯科治療が必要な方に対して受診勧奨する。

・ 実施後は、長崎県口腔保健センター（長崎県歯科医師会館内）や歯科診療車による各地への巡回歯科診療、障害者歯科協力医が所属する歯科医院等による歯科診療につなげる。

※対象施設

・ 「巡回歯科診療」を実施する地域へ、その数か月前に、診療予定地区内の施設を対象として実施

・ 3か年をかけて全42施設で実施を目指す（14施設/年度）。

②障害者支援施設歯科保健フォローアップ研修事業

対 象：上記（1）を実施する障害者支援施設の管理者や職員等関係者

概 要：

・ 対象の障害者支援施設へ講師（歯科医師等）を派遣する。

・ 入所者の歯科疾患予防や食支援に関することや歯科受診促進のための研修を実施する。

・ 研修後にアンケートを実施し、当該アンケート結果を踏まえ、長崎県口腔保健センターや歯科診療車による各地への巡回歯科診療、障害者歯科協力医が所属する歯科医院等につなぐ等必要な支援を行う。

3. 障害者歯科診療（長崎県歯科医師会へ委託）

- ・障害者歯科診療事業（長崎県口腔保健センター及び巡回車での歯科診療）
- ・休日歯科診療事業は、令和6年度をもって廃止

○令和7年度巡回歯科診療拠点

巡回歯科診療日程：診療日数 48 日

実施月	実施地区		診療拠点	診療予定日	診療開始時間	前回診療	前回診療からの期間
4月	県南	雲仙市	あけぼの学園	4.11.18.25	11:00~	R6.6	10か月
5月	県央	川棚町	長崎慈光園	2.9.16.23.30	11:00~	R7.3	2か月
6月	上五島	新上五郷	石油備蓄記念会館	(木) 12.26 (金) 13.27	14:00~ 9:30~	R5.6	24か月
7月	県央	諫早市	きぼうの里	4.11.18.25	11:00~	R6.8	11か月
8月	県北	平戸市	県北保健所	(木) 7.21 (金) 8.22	13:00~ 9:00~	R5.10	22か月
9月	県北	佐世保市	白岳学園	(木) 11.25 (金) 12.26	13:00~ 9:00~	R5.9	24か月
10月	県北	佐世保市	佐世保祐生園	3.10.17.24	11:00~	R6.12~ R7.1	10か月
11月	県央	川棚町	長崎慈光園	7.14.21.28	11:00~	R7.5	6か月
12月	県南	雲仙市	あけぼの学園	5.12.19.26	11:00~	R7.4	7か月
1月	県北	佐世保市	佐世保祐生園	9.16.23.30	11:00~	R7.10	3か月
2月	西彼	西海市	こざくら学園	6.13.20.27	11:00~	R6.9	17か月
3月	長崎	長崎市	潮見が丘学園	6.13.27	10:00~	R6.4	23か月

4. V.ファーレン長崎、長崎ヴェルカとの連携した普及啓発

歯科健診、かかりつけ医をメインテーマとしたYouTube動画の活用（歯科医院の待合室にて活用）

<長寿社会課>

1. 在宅歯科医療地域連携支援事業

口腔リハビリテーションインストラクターと地域の専門職との連携体制構築のため、インストラクターが地域の核となっている専門職と協働して多職種連携につながる仕掛けづくりを行うとともに、地域で連携の核となる歯科衛生士を養成するため、在宅でのケアの質向上及び多職種との連携に向けた研修を実施する。

2. 地域リハ活動支援体制整備総合事業

地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、地域リハビリテーション従事者等に対して、口腔ケアをはじめとするリハビリテーション研修会を実施する。

<障害福祉課>

- 障害者巡回歯科診療事業及び障害者支援施設歯科保健医療サポート事業の周知
- 課のホームページにおいて、障害者の口腔ケアに関する情報を提供

【こども政策局】

<こども未来課>

- フッ化物を中心としたう蝕予防対策の促進のための普及啓発
 - ・幼稚園、保育所等へリーフレット等の送付を通じて、フッ化物洗口をはじめとした予防対策について普及啓発を図る。
- 幼稚園、保育所、認定こども園の食事の提供を通したう蝕予防と噛む力を育てるための食育推進、啓発
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした各種研修会やその他の機会を通じ、食事の提供を通したう蝕予防や噛む力を育てるための食品の利用等について普及啓発を図る。

<こども家庭課>

- 1.6歳児及び3歳児歯科健診結果の集計、情報提供
 - ・各市町の1.6歳児及び3歳児歯科健診結果を集計し、県下の状況を把握し、経年的な評価を行う。また、その結果を市町等へ情報提供することで、歯科保健事業に関する意識を高める。
 - ・前年度実績から「3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある者の割合」についてデータ収集し、地域の歯科予防実態を把握する。
- 研修会の開催やパンフレット等の配布による歯科保健の普及啓発
 - ・歯科保健に関する普及啓発を目的に、研修会に歯科保健関係の講演等を組み入れる。
 - ・妊娠届出時等に配布する妊産婦用のパンフレット等を各市町へ配布する。（公益財団法人母子衛生研究会からの無償配布）
 - ・リーフレット「すてきなあなたへ～自分らしく輝く人生をチョイスするために～」を、県内高校生に配布する。

【教育庁】

<体育保健課>

- 歯と口の健康週間ポスター配布
 - ・日本歯科医師会・長崎県歯科医師会からの送付を受け、本週間の趣旨の周知徹底を図るため、各市町教育委員会と県立学校に対し、ポスターを配布する。
- 学校における「令和7年度歯と口の健康週間」の実施
 - ・歯と口の健康週間（6/4～6/10）に向けて、各市町教育委員会と県立学校に対し、本週間の趣旨を周知徹底するための通知を行う。

○小・中学校、高等学校、特別支援学校における歯科検診

- ・定期健康診断の一つとして、毎年6月30日までに歯科検診を実施する。
- ・学校保健統計調査により、結果の把握を行う。

○よい歯の学校表彰（県学校保健会）

- ・学校・家庭・地域の歯科保健に対する関心を高めることにより、児童生徒の健康増進に寄与するため、学校歯科保健活動に積極的に取り組み、成果をあげている学校を表彰する。

○フッ化物洗口の推進

- ・各市町教育委員会担当者会議や研修会等を通じ、学校におけるフッ化物洗口の必要性や有効性、安全性などについて理解を深め、取組を継続していく。